

**令和5年度第17回都市経営会議 令和5年（2023年）12月1日（金）開催**

1 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

3 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 近隣市の中で、一般職を含め報酬改定を見送る自治体はあるか。

⇒ 新聞報道にもあったように、西宮市は、財政状況の悪化を受け人員削減を打ち出しているところであり、一般職の手当に関しても、給与制度の抜本的な解決が図られるまでは本年12月議会における支給率改定を見送る方針である。3月議会で改正される可能性はあるが、現状は不明である。

特別職については、西宮市・尼崎市・芦屋市が改定見送りの予定である。西宮市は一般職と同様の事情で、尼崎市と芦屋市は首長の判断により見送ると聞いている。加えて西宮市は、特別職の報酬を独自にカットすることも併せて検討中と聞いている。

特別職の報酬について、本市では3年に1回報酬審議会を開催しており、今年度が開催年であるため年末に答申を受ける予定である。本市は特別職の期末手当を国に準じて引き上げる方針を持っているが、過去には報酬審議会にかけて決定すべきではとの議論もあった。この点については、前々回の報酬審議会において、報酬見直しは3年に1回行っており、期末手当の改正については国に準じて実施することが適当との答申をいただいたため、改定を進めているものである。

- ・ 昨今の給与改定は、若年層への配分が厚く、中高年への配分が薄い中で、給与の差がフラット化している状況である。過去にはメリハリある給与体系を掲げて取り組んできたが、職務給原則が崩れつつあることが少々気になった。

⇒ 今回、1級が最大で1万2,000円の増であるのに対し、部長級が位置付けられる7級は多くても2,200円の増となり、1万円近く差が詰まっている。給料表の改定は原則国に準じて実施しているため、市独自で判断するのは難しいが、役職者に

については管理職手当の見直しにより、職務に対する適切な処遇や昇格意欲の向上に繋がられるのではと考えている。全体の人件費の中での話になるが、1つの課題として今後の検討事項とする。

- ・ 令和5年度と比較して人件費は通年でどの程度増えるのか。
- ⇒ 会計年度任用職員（月額）と正規職員、再任用職員については特別会計分を含め、前回比で約2億円の増となる。今回から会計年度任用職員は国の通知通り4月に遡及して月額報酬を支払うため、2,500万円程度の増となる。そのため、合計して約2.3億円が人事院勧告での上振れ分と見込んでいる。

令和6年度にはこの2.3億円に加え、地方自治法の改正により、会計年度任用職員（月額・時間額）に対し勤勉手当を支給することが決まっているため、現状の期末手当の支給状況から逆算すると、さらに2億円弱の増となる。合計すると、人件費は4億円程度上振れすると見込んでいる。

#### 4 宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 【提 案】 総務部  
【結 果】 承認  
【質疑等】 なし

#### 5 宝塚市地域包括ケア推進プラン（宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画）（素案）に係るパブリック・コメントの実施について

- 【提 案】 健康福祉部  
【結 果】 承認  
【質疑等】

- ・ 本市は近隣市に比べて後期高齢者人口の伸び率が高いようだが、2040年における介護保険料の負担額はどの程度増えるのか、分かれば共有いただきたい。
- ⇒ 他市との比較や具体的な伸びまで試算できていないが、今後、サービス料は上がっていくことが想定されるため、市の負担もそうだが保険料も上がっていくことが想定される。現状は基金があるため来期の保険料は抑える努力をしていきたいが、基金にも限りがあるため、次の3年、またはそれ以降に保険料が上がる可能性はある。- ・ 本市はサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）が多いようだが、それはなぜか。

⇒ 本市の場合はサ高住の中でも市から指定を受けた特定施設入居者生活介護（特定施設）が多くなっている。過去、特定施設の基準を満たしていただくよう呼びかけた経緯等が増加の要因になっていると考える。- ・ 特定施設は、通常の施設に比べて利用者負担が増えることもあるが、代わりに手厚いサービスを受けられるということか。

⇒ 通常のサ高住で提供されるサービスは安否確認や生活相談のみであるが、特定施設

になると、日常生活に必要な介護サービス全般の提供が必須となるため、通常より手厚いサービスが受けられる。

- ・ 認知症基本法が成立し、市も責務として計画を作り、施策を進めていくこととなるが、今回、令和6～8年度を対象とする計画を策定する中で、認知症施策に関しては別枠で計画を作り現計画に溶け込ませる形となるのか。
- ⇒ 認知症基本法は来年1月に施行される予定であり、そこから国が計画を立てる。その内容を踏まえて県が、そして市が計画を立てることとなるため、市における計画策定はもう少し先のスケジュールになると考えている。計画を分けるか一体化させるかは具体的には決まっていない。
- ・ 重点取組に人材確保が追加されたのは良いこと。かつて、人材確保に関することは介護保険の事業費の中で見るというより県が補助事業を作り対応していたような感覚を持っているが、人材確保に関して国や県の補助があり、市の随伴というのが主流であるのか。それとも介護保険事業の中に溶け込ませて、国・県・市・保険料等で経費を補う形となるのか。
- ⇒ 県は、国の地域医療介護総合確保基金を活用し、例えば外国人介護人材の受入支援やICT導入のための支援など各種事業を実施しており、県が実施していない部分を市で独自に実施し、人材確保や事業所支援に努めていきたいと考えている。
- ・ 施設整備のところ、待機者が出ているため特別養護老人ホームを引き続き整備するとあるが、土地がない、申請内容が十分でない等の理由で長年実現できていない。計画に掲げる限り、介護保険料にも影響するため、課題意識を持ちしっかり対応できるようにしてほしい。
- ・ 本編75ページ「第9期における地域密着型サービスの基盤整備計画」の表中「認知症対応型共同生活介護」の欄について、かつては事業所をいくつ作るという書き方をしていたが、今回は対応する人数が書かれている。その人数で対応できるのであれば、施設はいくら作っても良いような見え方をするため、書きぶりについて、県にも十分確認のうえ進めるようにしてほしい。
- ・ 本編86ページ「サービス利用者数の推計」について、実績が示されていないため令和6年度以降の見込みが正しいのか分かりにくい。介護保険料に関係するため、数字の精査を十分行ったうえでパブリック・コメントを行うようお願いする。
- ・ 本市における外国人介護人材の人数、割合は。
- ⇒ 事業所にアンケートしたところ、約2割の施設が受け入れを行っている。全体の人数までは把握していない。
- ・ 概要版1ページの高齢者人口の推移と給付費の推移の表について、高齢者人口の推移は計画最終年度にあたる令和8年度まで見込み数値が入っているが、給付費についても今後3年間の見込みを記載した方が分かりやすいのではないか。
- ⇒ 修正する。